

第 1 種貯蔵所設置許可等手続について

高圧ガス貯蔵許可 事務手続きフロー	
必要書類	
1)	<p>第 1 種貯蔵許可申請届書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第 1 種貯蔵所設置許可申請書 ② 委任状（法人で代表以外が申請する際に添付し、国及び自治体を除く。） ③ 法人登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票、国及び自治体を除く。） ④ 用途地域証明書（若しくは建築許可書の写し） ⑤ 貯蔵計画書 ⑥ 添付図面等 ⑦ 特定高圧ガス消費届書（該当する場合。消費開始の 20 日前までに届出）
2)	<p>貯蔵計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貯蔵する高圧ガスの種類 ② 貯蔵の目的（変更の理由） ② - 1（変更許可時変更の内容） ③ 貯蔵の方法 ④ 貯蔵設備の貯蔵能力 ⑤ 法第 16 条第 2 項の技術上の基準に関する事項
3)	<p>添付書類及び図面等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貯蔵所位置図及び全体平面図（第 1・2 種保安物件までの距離を記載） ② 高圧ガス貯蔵施設の配置図（保安距離、火気距離等図面に記載） ③ 高圧ガス貯蔵設備等のフローシート及び配管系統図（圧力区分に応じて必ず色分け等により明確に示す。） ④ 機器等一覧表 ⑤ 貯蔵能力の計算書 ⑥ 高圧ガス貯蔵設備等の構造図 ⑦ 貯蔵設備等の強度計算書（特定設備、指定設備及び認定品を除く。） ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書（地質調査、基礎計算書等） <p style="margin-left: 20px;">上記⑦、⑧については記号、式、数値等の根拠や意味を記入し、法に定める基準を満たすことを証明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 ⑩ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面 ⑪ 容器置場の図面（容器置場を設置する場合。ただし、受入ローリの停車位置は置場と見なす。） <p style="margin-left: 20px;">※置場区分を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫ 保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面 ⑬ その他技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

	<p>4) 特定高圧ガス消費届出 (特定消費事業所に限る。消費開始の20日前までに届出。)</p> <p>① 特定高圧ガス消費届書</p> <p>② 消費施設等明細書</p>
	<p>5) 取扱主任者届出</p> <p>① 取扱主任者届書</p> <p>② 製造保安主任者免状の写し。(第28条参照)</p> <p>当該ガスの製造又は特定高圧ガス消費に関して1年以上の経験を証する書面、学校教育に係る大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する過程を修めて卒業した者、学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業高校において工業に関する過程を修めて卒業した者、又は協会が行う当該ガスの取扱に関する講習を終了した者であって、当該ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有することを証する書面</p>
<p>手続フロー</p>	
	<p>1 事前協議</p> <p>2 現地調査 (必要に応じて)</p> <p>3 高圧ガス貯蔵所設置許可申請</p> <p>4 高圧ガス貯蔵所設置許可書交付 (工事着工：許可後着工のこと) (工事終了 (完成検査前までに完成))</p> <p>5 高圧ガス貯蔵所完成検査申請 (貯蔵所設置許可書交付後)</p> <p>6 高圧ガス貯蔵所完成検査実施 (合否判定) (技術基準に基づいた許可申請どおりの設備が完成したか確認)</p> <p>7 第1種貯蔵所完成検査証交付</p> <p>8 高圧ガス貯蔵開始</p> <p>※ 貯蔵開始の20日前までに提出する必要書類 (特定高圧ガス消費届出、特定高圧ガス取扱主任者届出)</p>

※第2種についても上記を参考の上、届出を行うこと